

# 11

霜月（しもつき）



陰暦11月の異称。だいたい陽暦の12月にあたる。この月になると霜がしきりに降るから霜降月といったのが、霜月に転じたといい、霜ごもりの葉月、神楽（かぐら）月、雪待月などともいう。

## 11月の事務チェックポイント

- 来年3月大学・短大・高専卒予定者に対する採用試験を実施する。採用内定者には、効果的なフォローを怠らないこと。
- 年賀状の購入枚数をとりまとめる。購入したものについては、印刷の手配を済ませる。
- 年末商戦向けの各種の販促策に関して、交際費とならないような支出の仕方を営業にレクチャーする。
- 税務署等が主催する年末調整の説明会に出席し、改正のポイントを把握する。また年調対象者には必要書類の取揃えを求めておく。
- 忘年会を実施するところでは、幹事を決め、会場確保と内容の検討に入る。
- 歳暮用の品物の発注を済ませ、12月上旬には先方へ届くようにする。
- 年末賞与の相場資料、査定データを揃えておく。

## 11月の税務



提出期限	チェック	内容
11月11日		10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日		所得税の予定納税額の減額申請
12月2日		9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
		所得税の予定納税額の納付(第2期分)
		3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
		3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
		消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
		消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	
	個人事業税の納付(第2期分)	

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう! (公社)長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

<税を考える週間(11月11日~17日)記念講演会>

★お誘い合わせの上  
是非、ご参加を  
お願いします。

**演題**

笑って学べるぜいきん教室 一般公開講演会  
「笑いのある日常生活こそ納税の原点」

**講師**

三代目 山遊亭金太郎 師匠 (山形県小国町出身)

- 日時 平成25年11月14日(木) 14:00~
- 会場 **タスパークホテル** (長井市館町北6-27)
- 会費 **無料** 但し、新品タオル1本を当日ご持参願います。  
(管内の福祉施設に寄附するためのタオルです)

